

児童に係る福祉手当等のお知らせ

・児童手当

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため支給され、町内に住所を有している保護者で0歳から中学校修了前（15歳になった後の最初の3月31日）の子どもを養育している方に支給される手当です。

次の場合でも手当が受けられます。

- ・離婚協議中などにより別居している場合は児童と同居している方に優先的に支給されます。
- ・父母が海外に住んでいる場合は、その父母が町内で児童を養育している方を指定すればその方（父母指定者）に支給されます。
- ・児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給されます。
- ・児童が施設入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則その施設の設置者や里親などに支給されます。

・児童扶養手当

離婚、死別、遺棄などの理由で父母と生計を同じくしていないか、父母が一定の障害の状態にある児童（18歳になった年の年度末まで。ただし、一定の障害のある場合は20歳未満）の父又は母又は若しくは主として生計を維持している養育者に支給される手当です。

次のような場合は手当を受けられません。

- ・受給資格者、配偶者または生計を同じくする扶養義務者の前年の所得が一定額以上のとき。
- ・申請者が公的年金を受けられるとき。
- ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- ・児童が父又は母の死亡により支給される公的年金を受けられるとき。

※平成10年3月31日以前に手当の支給要件に該当したものの、手当の申請をしていなかった場合は、原則として申請をすることができませんのでご注意ください。

・特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている保護者又は生計を維持している方に支給される手当です。

次のような場合には手当を受けられません。

- ・受給資格者、配偶者または生計を同じくする扶養義務者の前年の所得が一定額以上のとき。
- ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- ・児童が障害による公的年金を受けられるとき。

各手当を受けるためには申請が必要になるとともに、必要書類や受給要件等もありますので、不明な点がございましたら、問合せ先までご相談ください。

問合せ こども課 こども担当 ☎62-0823



もしもの時のために 救急医療情報キットをご利用ください

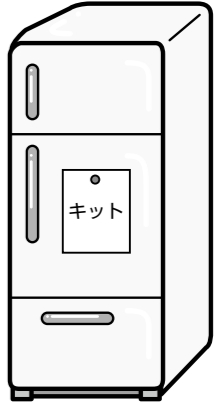
救急の際に、救急隊員等が救急医療情報カードを見ることにより、迅速かつ適切に対処することができます。

【対象者】

- 65歳以上のひとり暮らしの方、又は日中ひとりで過ごしている方
- 65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯の方
- 身体・知的・精神その他の障害がある方
- 介護を要する方
- その他、町長が適当と認める方

【救急医療情報キットの使い方】

かかりつけの医療機関や緊急連絡先を記入した救急医療情報カードと、健康保険証・診察券のコピー、内服薬の内容がわかるものをマグネット付きのビニール袋に入れて、冷蔵庫のドアに貼り付けます。



【配布方法】

地域包括支援センターにて配布します。
ご希望の方は申請してください。

問合せ 地域包括支援センター
☎62-0718

外出の時の『もしも』のために救急安心カードの併用をお勧めします。 お財布などに入れてお持ち歩きください。

●救急安心カードの作り方 下のカードを切り取るかコピーしてお使いください。
外枠の点線に沿って切り取り、①、②の順に折ってください。

②山折り

※下欄に緊急連絡先を記入してください		もしものための 救急安心カード	
緊急 連絡 先	ふりがな 氏 名	(続柄:)	
	電話番号	() ()	
記入年月日: 平成 年 月 日		嵐山町	
住所	()	()	電 話
	日 月 年	大 昭 天	日 月 年
血 型	嵐山町		住 所
診 療 料	(男・女)		氏 名
()	病 院	()	

①山折り

②谷折り